

令和3年度第1回 長野市都市内分権審議会 議事録

日時：令和3年7月19日（月）

午後1時30分～午後3時20分

場所：長野市役所第二庁舎10階 講堂

議事

(1) 「長野市都市内分権基本方針」(素案)について

委員

13 ページの一番下の行だが、地区へ個別に委員推薦を依頼する事務の負担感という中に、「01 人権擁護委員候補者の推薦」と「10 保護司に係る地区内申委員会または保護司候補者検討協議会委員の推薦」がある。この内容について、14 ページの上から2行目だが、「どちらの委員推薦も法律に基づき」とあるが、保護司であれば保護司法に基づいて法務大臣から委嘱される委員だが、今ほどの10のそれぞれの委員については保護司ではないのでこの表現は誤りかと思う。その段落の最後に「専門性からも適任者の選出に大きな負担感がある」という表現があるが、この委員は専門性は関係ないので、この表記について確認をお願いしたい。

事務局

確かに、委員の推薦のことであるので、内容についてもう一度精査させてもらう。地区の方々からすると、保護司を選出しなければいけないという認識が非常に高いというところもあり、そのところを地元にもよく説明をさせてもらいながら、基本方針の内容についても精査させてもらいたい。

議長

精査の上、また報告してもらうこととする。10月までにはというスケジュール感でいいか。

事務局

次に案を示すときまでに精査させてもらう。

議長

10月が審議会にとっては仕上げの段階となるので、遅くともそれまでには報告してもらうこととする。

委員

21 ページの都市内分権基本方針の体系図の関係だが、資金面のところで、「住民自治協議会への効果的な財政支援」という表記になっているが、これは何をもちって効果的な財政支援なのかというところがよく分からない。私としては、「住民自治協議会が地区の実情に応じて自

主的・自立的に持続可能な住民の福祉の増進に資する取り組みを行えるようになること」ということを指しているのか。自分の考えでは、住民自治協議会が持続可能で安定的な活動ができるような財政支援という形のほうが一般的な基本方針としては適しているのではないかと感じた。

議長

効果的というのは意味深であるという指摘だが、何か意味があるのか。それとも、26 ページの最後の文章に示している趣旨であると理解すればいいか。

事務局

26 ページ最後の2行にある、効率的かつ安定した運営が行えるように調査・研究していくということで、主要施策の言い回しは再度精査させてもらおう。

議長

いろいろ役所で通じる言葉遣いというものがあるのかもしれないが、私は存じない。

委員

文章にすると良いことが書いてあるが、実際に住民自治協議会の中で活動をしていると、絵にかいた餅と言っただけとはいけないがそういうのがたまにある。発足して10年経ったが、去年から住民自治協議会の役員をやっており、驚いたことに事務局の経費が10年前と全く同じだったということで、今年から給与（事務局長人件費相当額）を値上げしてもらったが、例えば資金面で、事務局人件費について、ものすごく良いことが書いてあるが、実際見直しをするということの中で、いつやるのかということが書いておらず、今まで10年やってきて初めて改正したような制度もあるということで、例えば事務局の経費は2年ごとに見直しをすとか、具体的な運営に落とさないとか、実際に住民自治協議会の仕事というのは回っていかない。地区の役員というのは最低で1年、多いところは2年、私の地区の場合、区長会長を去年やり、今年は住民自治協議会の会長をやっており、2年続けてやっていることから大体のことはわかるが、1年しかやらない役員が多い中で、住民自治協議会がやっている仕事を全部把握するというのは難しい。それをうまく運営できるのが事務局の人達で、事務局が良いか悪いかによってその住民自治協議会がうまく運営できるかどうか分かれ道になると思う。定年退職して仕事無くなってから事務局長になるとかそういう考え方ではあまりにもお粗末過ぎるのではないかと思う。もっと若い人がなれるような職場環境をつくってもらえれば、もっと長野市と住民自治協議会との関係がうまく運べるようになると思うが、もう一度考えてもらいたい。

議長

前半はきれいごとでは困るという話、趣旨と受け取れたが、最後の要望はどういうことか。人材面か、事務局を安定的に運営できるような財政的な支援が必要ではないかという要望か。

委員

住民自治協議会がうまく回るためには、やはり一番は事務局がしっかりしていないと回らない部分がある。役員というのは1年2年で交代し、引き続いてやるわけにはいかないの、1日5時間でこなせるような仕事ではないと思う。

議長

いつやるということについては、当面はこのスケジュールでやると公にしているの、やらなかった場合はなぜやらないのかと指摘すればいいと思うので、このスケジュールがあってもいつやるかとやきもきするところかもしれないが、早くやるようにと指摘してあげればいいのではないかと思うが、事務局としてそのような理解でよいか。

事務局

概要の15ページにある全体スケジュールに基づき交付金の見直しも行っている。それに併せて事務局人件費相当額についても見直しを行っていきたいと考えているので、財政当局とも詰めているところである。

委員

26ページの地域いきいき運営交付金のところや効果的な財政支援というその下のところも調査・研究と書いてあり、調査・研究と言われるととても不安に感じるというのが現場の声だと思う。やはりこのアンケートに出てきているが、支障木の伐採にかかる予算やまちづくりに関する諸事業というのは中山間地域にとって喫緊の課題である。しっかりともう少し真剣にこんなのはどうかといった話し合いができる状況にしてほしいと思うが、いかがか。

議長

検討ではないだけましかと思う。調査・研究ではなく見直しを確約してほしいということで、見直し検討だと困るということか。検討しないと見直しできないという話もあるので、ここは信じるほかないかと思う。今日この場で絶対に見直すと確言はできないと思うので、前向きに検討するようにというほかないと思うが、事務局としてどうか。

事務局

中山間地域にはやまぎと支援交付金があるが、それでも厳しい状況の中で、各地区では自分たちの地域だからという思いだけで中山間地域の支障木等をやってもらっているのは十分承知している。財政支援ということも非常に必要かと思うが、地域いきいき運営交付金も見直しながら、全体的に地域への財政支援とはどのようにあるべきなのかということも併せて研究していきたいと考えている。

委員

要望だが、80%に当たる 24 地区が不足しているということで、例えば、各戸から 1,600 円を出してもらい賄っているというところがある。だが、不足していない地区では 1,600 円も一家庭からもらっていないと思う。いろいろな意味ですでに格差が生じている。しっかりと調査・研究を早めにしてもらって、差の無いようにぜひともお願いしたい。

事務局

各地区の財政的な毎年の予算決算は照会して把握させてもらっている。当然地域いきいき運営交付金だけで地区の財政が運営されているわけではなく、各地区からの区費等も併せて運営されているというところも十分承知している。市としても財政支援は非常に重要な部分であると考えているので、十分考えながら検討していく。

議長

スケジュールを見ると、次は基本方針の素案の素が取れて案が出てくるので、そのときに交付金を実際どうするのかという姿が見えてくることになると思うが、そうすると 1 月審議会が決戦だということになるのかもしれない。

事務局

概要の 15 ページにあるとおり、交付金の見直しについては、令和 5 年度予算に反映させるということで、令和 4 年度までかけて調査・研究を進めていきたい。

議長

今のところ令和 4 年 10 月に審議会が予定されていて、これ概算要求の時期でもあるので、ここかもしれない。

委員

基本方針そのものは来年度の 4 月方針スタートということだが、実際には必須・選択事務の見直しも交付金の概算要求についても、本格化するの令和 5 年度ということであるならば、本来アンケートを取って必須事務選択事務それぞれ負担感が強いことをどう見直していくか、その結果を待っていると思う。それから地域福祉についても、あくまで地域福祉の推進体制について検討していくという中身で基本方針がスタートしていくということは、どう中身を変えようとしているのか、そこが明らかにされなければなかなか見えない。本格的に次の段階ではないというところで、これは検討期間をしっかりと取って、すべて一応ここまで見直した、地域福祉計画についてここまで地域の人に協力をお願いする、財政はここまで援助できる、あるいは援助できないといったものを示して初めて次の段階に行くと思うが、いかがか。

事務局

確かにここまでこうするというものを示してやるのも一つと思うが、今私どもが考えてい

るのは、財政にしても特に地域福祉にしても、ある程度時間を掛けながらやっていかざるを得ない部分がある。そうした中で、まず課題を洗い出して、これについては引き続き検討していくとかそういう方向性をまず出して、その中で実際にたすけあい事業をどうするとか個別のところも含めて検討していき、方針の下でいろいろなことをやりながら、またこの審議会でのこの件についてはこうなったということを順次報告させてもらう等、今のところはまずそのようなスタンスを考えている。

委員

ちょっと納得できない。やはりどういう方向かも打ち出さないまま基本方針だけスタートするというのは困るのではないか。今見直しているとして置いておくしかないのではないか。具体的に示して、初めて次の段階だと思う。

委員

基本方針の基本的な位置付けというところで、なかなか各部分で詳細な部分とか方向性をしっかり示したものが書けない性質のものということ踏まえた上で質問させてもらうが、20ページの第五次長野市総合計画基本構想の書き方の中で、その着実な実現を目指すと書いてあるが、その下の③の「長野市らしさ」の発揮と「まちの活力と魅力」の創出とあるが、そこから2行目から3行目、「長野市らしさを十分に発揮したまちづくりを戦略的に推進し」と書いてあるが、そもそもこの3つの項目、①と②はなんとなくイメージが湧くが、③の長野市らしさというところで着実な実現をしようとしている。長野市らしさとはそもそも何なのかというところがこの文章では見えにくいところと、元々の第五次長野市総合計画基本構想自体もおそらく見えにくくなっているのだろうが、「着実な実現」と「戦略的に推進し」と書いてあるので、長野市らしさというのは本来どういうところに見出しているのかというその基本的な視点がどこにあるのかがこれだけだとぼんやりしており、もっともらしく聞こえるがよく読んでみるとよくわからないと思ったので、市当局側でどう思って書いているかというその思いを聞かせてもらいたい。

議長

新しい問題になってしまうが、今の質問に対して言葉をどういう意味で使っているのかという解釈の話だと思う。まず長野市らしさとは何か、戦略的とはどういう趣旨か。

事務局

20ページの冒頭にも書いてあるように、①②③ということで引用させてもらっているが、現行で今動いている企画政策部で所管している第五次長野市総合計画の基本構想の中にあるまちづくりの基本方針で、当然私どもで各地域のまちづくりにも協調するところであるので、この3つの方針というのをまず掲げさせてもらっている。「長野市らしさを十分に発揮したまちづくりを戦略的に推進」は、今ここで具体的に元々どういう発想でということは言えないが、いずれにしても最上位の計画である長野市総合計画のまちづくりの基本方針がまずある

ということで、この基本方針に引用している。

委員

そこは確かにわかるが、着実な実現を目指すためにこの基本方針を素案として出してきたわけで、どういう共通認識の下で連動してやっていくのかということが見えにくいので、この基本方針の素案が上位計画の下にあるという認識はあるが、そこがわからないと具体化はできないと思うので、そもそもの共通認識としての上位計画の指摘はもちろんだが、そこをはっきり示してもらわないと、結局戦略的というとてもきれいな言い方をそのまま引用しているが、そもそも長野市らしさ等がどうしても引っ掛かってくると思うので、そこに関して連動する前にどういうところに原点を置いているのかをよく立ち返って基本方針にしてもらいたい。

議長

整合を図るといえるのはわかるが、これと整合させるというのは一体どういう意味合いがあるかがわかるような記述にしてほしいという要望であると今改めて理解したので、その点配慮してもらいたいと思います。これと整合しないというのはどういう意味かということでもあるかもしれない。この文脈でこの計画とどうリンクするのかということをお願ひしたい。

事務局

確かに①と②はある意味わかりやすいというか地域に置き換えやすいところがあるが、③は抽象的というか地域の魅力とかいろいろな意味にとれるので、精査させてもらいたい。

議長

6も同じで、SDGsと持って来れば皆何か納得してしまうというところがある。もう少し理解出るような書き方を検討してもらいたいという要望でもあるかもしれない。

委員

10年間地域で活動している立場からすると、10年の総括のところは見直しを掛けないということだが、17ページの「引き続き補完性の原理に基づき適切な役割分担を行った上で、住民自治協議会と課題を共有しながら、住民自治協議会の活動が地域の個性やそれぞれの実態に即したまちづくりとなるよう、地区活動支援担当である支所長を中心に関係部局と連携し、市全体で支援していきたいと考えています」ということで、この補完性の原理ということの捉え方によって、市と住民自治協議会あるいは個人の関係が変わってくると思っているが、自助・共助・公助の捉え方も実は様々である。もしかしたら住民と行政との間にもズレがあるかもしれないので、この言葉を使うときは本当に注意が必要だと思うが、私が活動してきた、補完性の原理では、地域が個人の領域に踏み込み過ぎてはいけない、行政が地域のことに踏み込み過ぎてはいけないということだと思うが、今10年前と比べて、個人でできるとい

う人が減ってきていることの大変さがあり、地域もいろいろな意味でなかなか携われる人がいなくなって高齢化が進んでいる、また若い人も減っていて生活が大変という実態があって、そこが非常に苦しいがこの時代を乗り越えていくためには行政が全部やるということではだめで、住民の中で近くにいる人が助けを必要としている人に気付いて、それをまわりでできることはやり、できないことは的確に行政につなぐということが求められているのが私は住民自治協議会が必要であると思って活動しているが、そこがまず共有出来ているかがいつも疑問に思いながら活動をしている。どうしても共助というか互助の部分の厚くしていかないとこれからの少子高齢社会に対応できない。一番困るのは住民であり個人だが、そこを実際にやっていくときに、市職員がどういう意識でどれぐらい力を貸してくれるかということが本当に現場ではうまくできるかできないかに関わってきてしまうと思っている。例えば山間地における足の問題では、それが地域担当の職員等が手を貸してくれると、住民の中にやる気があったり社会経験がいろいろ豊富な方がいるが、行政の仕組みとか知識とかいろいろな制度の問題がわからない、そういう人たちが集まって何十回話し合っても話が前に進まないところが、市の方がその知見を持って一緒に考えてくれると、状況が進むことがある。高齢者福祉とか子どもの見守りでも同じことが言えて、これからは市の方もそういったところで力を貸してもらいたいと思って、この計画は期待していたが、そこが弱いというか入っていないというか感じ取れないと思って、21 ページに基本方針がありますが、市の方のことに書いてあるのが、その他の「2 市職員の意識改革 都市内分権に係る研修会の継続的な開催」、これではちょっと弱いと思う。住民は市職員の専門的な力をとても求めており、全部市にやってほしいということではなくて、住民が自分たちの力でやるときに、このことを実現したいがどういうやり方があるか、その知見がとても必要である。最近、地域包括ケア推進課の職員が足しげく地区に来てくれるが、今まで気が付かなかったやり方に気が付いたりとか、そういう話を一緒に市の方とやっているのを見ると、周りの方も入ってきてくれるということがとても実感としてある。そこを市の中でよく話をしていないと思うが、真剣に考えて書き込んでもらいたい。

議長

19 ページ以降を中心に検討をお願いしたのであって、それ以前について一切見直さないということではない。その上で、補完性の原理については2 ページで一応説明していると理解したが、原理なのでそんなに細かくは書き込めない。問題は一度固定した役割分担をその後も変えないというのが問題ではないかとそういう趣旨ではないかと思うが、現場では臨機応変にやらざるを得ないというのは、これは住民はもちろんだが役所も理解していると期待したいが、これは決して固定的なものではない。一度決めたからこの先このままということ、少なくとも役所に言わせない姿勢を見せていくことも一つ必要ではないかと思うが、書き込めるのであれば私も見直していくことにやぶさかではないので、検討してもらいたい。

委員

先程の21 ページの体系図、それから先程から出ている市のこれからの取り組みだと思うが、

昨年努力してあれだけのアンケートをまとめて、課題がはっきり出てきたと思う。それに対してこうやっていくと見せるのが基本方針の一番重要な点と感じている。そういう中で、例えば 25 ページの「持続可能な地域福祉の推進」では、自主的・自立的な地域福祉の推進に係る取り組みが継続できるよう市による支援体制の充実を図っていくとある。そのとおりではあるが、昨年度のアンケートの中にも、補助金の関係は上限があって、必要とされる福祉サービスをやればやるほど資金が持ち出しになり困るという部分があった。市は取り組みを時間を掛けて検討しながら進めるというが、実際に住民自治協議会が行っている日々の活動は、事務局の担い手や、地域福祉の推進や、そうした様々なことに迅速に対応しないと、何度言ってもだめではないか、市はアンケートを取ってくれたが、すぐにここが変わった、ここが助かったと実感してもらえない施策にしていけないと、何をやっているのかとなり、私たち審議委員としても責任が問われると感じる。今、豊野の住民自治協議会は災害の中でぬくぬく亭の運営をしており、市民に必要だと言ってもらえることにとってもやりがいを感じると言っている。これこそが住民自治協議会のやるべき仕事ではないかと役員の方も言っていて、そういう活動に今後も対応していってもらいたいと思う。確かに細かいことをすべて基本方針の取り組みに盛り込むということではないが、踏み込んだ表現をしていけると、長いこといろいろな困難な中、頑張っている住民自治協議会の役員の思いに応えられるものにならないのではないかと思います、もう少し表現を踏み込んで工夫する必要があるのではないかと思います。例えば 21 ページの体系図の中で、事務面のところの 3 番に「持続可能な地域福祉の推進」というのがあって、主な取組で「地域福祉の推進体制の検討」というのがありますが、そうではなくて専門性を持った地域福祉が今必要で、アンケートの中に出てきているので、ここにそうした言葉を入れて、市はそういうことを支援していくというメッセージが必要ではないかと思う。

議長

意見をもらうための審議会である。これだけでは足りない、これも加えるようにと、ほかに意見があれば基本方針に入れるのはどうか検討してほしいと、ぜひこの場で発言してほしい。

委員

この文章の内容は本当にできるかという、例えば人材面のところで、中山間地は人材の確保というのが非常に大変で、「若者が参画しやすいデジタル化の推進」で「情報共有のデジタル化に向けた啓発」とあるが、その地域に若者がいないので、行政がほかのところから呼んできてやらないと全く真実味がなく、人は集まらないと思う。例えば、地区の各種会議や情報共有のデジタル化に向けた啓発というのは、やろうと思えば住民自治協議会でもできるが、それをさらにお金を使ってどこかから人を見つけてくる等、事務面でも例えば 2 の「効率的な情報共有の推進」というのがありますが、住民自治協議会内での ICT を活用した効率的な情報共有、住民自治協議会のいろいろなシステムというのは、各住民自治協議会単位でできていて、メンテナンスするのは費用がかかってなかなかできない。これを本当にやるとなれば、

もう少し具体的な表現にしてほしい。先程も話が出ていたが、包括的で良くわからない。もう一つは、住民自治協議会と支所との関係をもっと具体的に、どうやって専門性のある市職員との関わりを持つかということだと思う。

議長

先程の若者がいないという話で、主な取組というのは22ページに書いてある文章を縮めたものであると思うので、この22ページの内容でどうか。

委員

どうしたら本当に人が来るかと言えば、どこかで人を雇う等である。

議長

地区によって状況が違うので、若者のいない地区の場合にはどうしたらいいかということを書き込んでほしいという要望である。

委員

もう一つは事務面の効率的な情報共有の推進である。

議長

ICTについては25ページにあり、事例紹介、そして依頼事務に係るデータの共有化とあるが、これはどういうことか説明してほしい。

事務局

今地域への依頼はすべて紙ベースで動いている。それをデータ処理できる形で、地区にデータで依頼をしてデータで提出ができるようにというやり取りが、まず第一段階として進める必要があるということである。

委員

事務処理の効率化のことか。

議長

紙だと大変であるので、このようなことを考えているということである。

委員

こういう書き方であると、そこまでまだ具体的になっていないと思う。

議長

そういうことを指摘してもらい、もう少し具体的に書いてほしいと意見をもらえればと思

う。

事務局

これはあくまでも基本方針としてどのような方向で地域づくりを考えていくのかということと、具体的施策をやるといった基本計画のように、5年後にここまでやってこういう成果を出しますというものではなくて、あくまでもこういった方向で地域を考えていかなければならないのでそういった方向に向いて課題解決に向けても取り組んでいくということを示させてもらうという基本方針である。地域の方々の具体的な課題等についても十分訪問等で聞いているところで、何とかしなければいけないというのわかる。特に福祉の関係等は、専門性が高く、本当にこれはもう少し寄り添って何かやらなければならないということも承知はしているが、それをどのようにしていくのかということを検討しなければならないということ、地域福祉だから地域に任せておけばいいということではなくて、それをいかに市が支援をしていくかということを示させてもらいたいという基本方針であるということ、まず前提として議論してもらえるとありがたい。

議長

正論だと思うが、ここに書いて本当にやるのかということとを心配しているわけだから、まずその不信感を取らないと何を議論しても何を方針に書き込んでもあまり意味のない方針になってしまうということも同時に考えてもらいたい。ここに今日出たことをすべて書き込むようにということではなく、この文章を練っていく際に、ああいう意見があったと思いながら、何か変えられるところがあれば変えてもらいたいという要望として市は受け止めてもらう必要が一方ではあるのではないかと思う。方針であるので細かい部分まで書き込めないというのはそのとおりだが、あまり信頼されていない方針を作っても意味が無いことになるので、そこは歩み寄りながらお互い方針を作っていくほかないのではないか。ここの箇所はどういうことかという質問があって、こういう趣旨であると答えたということは議事録に残るわけだから、政策表明としては有効である。一概に細かいことまでは書き込めないとしなくて、少し考えるとといった姿勢を見せてもらえればいいのかと思う。

事務局

基本方針であることが前提ということで、議論を続けてもらうようお願いしたい。

委員

基本方針であるということは理解した。ただ、例えば必須・選択事務の見直し等が令和4年度の段階で決まるが、その後もこの基本方針はそのまま続いていく。その中に見直しの文章は残る。その時点で見直しは一旦は終わるが、期限は区切らないと言っている。そうすると矛盾するのではないかと思う。詳細が決まった段階で新たなものをまたスタートしていくとすれば、この期間というのはあくまで検討段階であって、基本方針から今度は具体的なものになると思うが、いかがか。

事務局

必須事務、選択事務について見直しを図っていくということで、令和4年度までにとしている。ただ状況等によって、今は課題ではないがここはこう変えた方がいいのではないかとすることは、必須事務は住民自治協議会の役割としてこちらからお願いしている状況のものであるので、必須事務が続く限り、そこがもう少しこうしたらいいのではないかとことこのいろいろな提案が今後も続くかと思う。そのこのところは常に住民自治協議会の負担軽減と併せてより効果的な事務となるよう研究していくことは必要と思っているので、必須事務の見直しが令和4年度に終わったから全てこれで終わりということではなく、市としては今後も引き続き検討していかなければならないと考えている。

委員

それは基本的なところで常に見直しを図っていかなければいけないと思うが、例えば地域福祉について、今（第四次）地域福祉計画も作られようとしていて、一定の方向というのはこの一年以内ぐらいにかなり具体化されようとしている。市も見直ししようとしている、そういうものが盛り込まれて当然これも作られていくので、令和4年度基本方針がスタートして見直さないと言っているわけではないと思うが、この検討する整備していくという表現では、やはり少し違うのではないかと気がするが、その辺は検討してもらって、やはり10年間を検証して新しい方針が示されるので、やはり具体的にどこがどう変わるのかということとは明確に示されるような中身になったほうがいいのではないかと思う。

議長

どうしてもこのスケジュールでないといけないか。

事務局

今、都市内分権推進計画も一昨年度で切れており、都市内分権を進めていく上ではその指針となるものを一刻も早く整備しなければならないということで、来年度スタートの基本方針の策定を急いでいる。都市内分権の基本方針においても、総合計画後期基本計画と連動して2月に最終的な決定をしたいと考えている。

議長

何に一番影響が出るのか。

委員

今後のスケジュールというのがあるが、令和4年4月から基本方針スタートとなっているが、基本方針というのは今日出ているのが基本方針で、それをスタートするという意味が少しおかしいと思う。これは基本方針スタートではなくて、基本方針に基づいて改善をスタートしていくということにしないといつまでも基本方針のままで行ってしまう。それから、資

金面や人材面について一番問題があると思う。今の住民自治協議会の事務局体制ではとても難しいと思う。市議員の方々に側面で応援してもらって、資金面や人材面で十分にしてもらえれば事務局もやりやすいと思う。

議長

では早く基本方針を作るべきということか。見直しはむしろ基本方針を作ってからやるべきだということではないか。

委員

基本方針は仕方がないと思う。ただ目指すという基本方針のままでは困るということで、来年度から基本方針に基づいて改善をスタートしますとしてほしいということである。

議長

見直しは基本方針を決めてからやったほうがいいという意見ではないか。

委員

本当であれば、交付金の見直しは令和5年度予算に反映すると書いてあるが、ぜひ基本方針の中にもいつ頃やると書ければいいが、今事務局からの話を聞くと、なかなか具体的に今年度は難しいのではないかという気がする。ただ、できるならば可能な範囲で基本方針の中に入れてもらえれば嬉しい。

議長

基本方針はこのスケジュールに従って策定してスタートすべきという意見であると受け止めさせてもらおう。先程の質問だが、このスケジュールでないといけないか。

事務局

この基本方針がどういった方向性を持って課題を捉え、どういった方向に向かっていくのかということのために課題解決をするということのその根本的な方針をこの基本方針として位置付けていき、そこの中に出てくる目指すべき方向性に向けてどうしていくのかということの基本として考えていくというものであるので、やはり基本方針があってどういった方向に走っていくということを決めた中で、課題解決に向けて検討研究していくということが進んでいくと考えているので、基本方針をまず作成をして、その中の目指す方向性に向け課題解決に向けてどのようにしていくのかということ、庁内挙げて検討していくという形にしたいと考えている。

委員

やはり令和4年度までに洗い出しが全て終わるかのような計画になっているが、これはあくまで基本方針なので、もしこれが難しかった場合は、事務の見直しや交付金の見直しにつ

いて、この先も点線で行く可能性もある。そこをしっかりと見ないといけないと思っているので、早くというか、具体的にそれぞれ今要求が出されているので、それを具体化したものを作ってもらいたいというのが関係の方々の要望だと思う。これはこのとおりにはいかないから、あくまで基本方針であって具体的な計画までなっていないということだと思うが、求めているものはより具体的なものだと思う。

議長

もう一回審議会がある。もちろん全部できるということではなく、できるできないということはあるが、今日言ったことがどれだけできたかというのを見定めて、それから決めていくこととしたい。

事務局

今いろいろな意見や提案を頂戴した。いずれにしても今日はまず意見を事務局で受けさせてもらって、もう一回全体のスケジュール感も含めて、事務局としては最初に説明したとおりのいろいろな複雑な案件があるので、全部具体化していくと何年も先に行ってしまうのでまず大きなところを決めたいというところで今回提示させてもらったところだが、今日スケジュール感、また内容の具体化も含め非常にたくさんの意見を頂戴したので、まずは一旦預からせてもらう。今日どうするということは言えないが、そのような形でお願いをしたいと思う。

議長

方針と言われても、皆さんが大切だと思っているのはより具体的なお話であるので、議論としてはかみ合わないというのが確かにあると正直身に染みて思った。もう一回予定では10月の審議会があるので議論をさせてもらいたいと思う。追加資料のA案、B案、C案についてだが、基本方針の中身は審議会を決めて、その構成というか順番をどうしようかということなので、これは事務局と私に任せてもらいたい。これを審議することはあまり生産的ではない気がするので、そのようにさせていただきたい。

(2) 質疑応答・意見交換

質疑ナシ

議長

以上で審議を終了とする。